

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成24年10月23日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役会長兼社長 岩崎 俊博
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁 連絡場所 東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	フリー ファイナンシャル ファンド
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続募集額(平成24年2月18日から平成25年2月22日まで) 100兆円を上限とします。 *なお、継続申込期間（以下「申込期間」といいます。） は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出すること によって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年2月17日付をもって提出した有価証券届出書（平成24年8月17日提出の有価証券届出書の訂正届出書にて訂正済み、以下「原届出書」といいます。）の「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」および「第三部 委託会社等の情報」における「買取請求制」等に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

第一部【証券情報】

原届出書の 第一部 証券情報 を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(12) その他

（前略）

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

ファンドの信託約款の変更

下記の内容の約款変更を平成24年10月23日適用で予定しております。

<約款変更の内容>

当ファンドは、換金の例外的な措置として買取請求制を設けておりますが、当ファンドの商品性としての安定的な運用により資するため、約款上、買取請求制を廃止することを予定しています。

つきましては、所要の約款変更の手続を行なう予定です。平成24年8月20日を過ぎて取得した受益権については信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

<訂正後>

(12) その他

（前略）

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（「振替制度」と称する場合があります。）に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

（前略）

ファンドは、大口投資家向けの日々決算・『実績分配型』商品です。

・毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配 します。

内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は毎日計算され、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめ、分配金に対する税金を差し引いたうえ、自動的に再投資されます。

公社債への投資により、安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。

毎日、お申込み・ご換金が可能です。

下記の内容の約款変更を平成24年10月23日適用で予定しております。

<約款変更の内容>

当ファンドは、換金の例外的な措置として買取請求制を設けておりますが、当ファンドの商品性としての安定的な運用により資するため、約款上、買取請求制を廃止することを予定しています。

つきましては、所要の約款変更の手続を行なう予定です。平成24年8月20日を過ぎて取得した受益権については信託約款の変更にご異議をお申立てる権利はございません。

信託金の限度額は、10兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができません。

（以下略）

<訂正後>

(1) ファンドの目的及び基本的性格

（前略）

ファンドは、大口投資家向けの日々決算・『実績分配型』商品です。

・毎日決算を行ない、運用収益は原則として全額分配 します。

内外の公社債に投資しますので、分配金は運用の実績により変動します。

分配金は毎日計算され、毎月の最終営業日に1ヵ月分をまとめ、分配金に対する税金を差し引いた
うえ、自動的に再投資されます。

公社債への投資により、安定した収益の確保を目的として、安定運用を行ないます。

毎日、お申込み・ご換金が可能です。

信託金の限度額は、10兆円です。ただし、受託者と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（以下略）

4 手数料等及び税金

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(2) 換金(解約)手数料

解約請求制によるご換金の場合はありません。

買取請求制によるご換金の場合、1万口につき21円（税抜20円）の換金手数料（買取手数料）
がかかります。

平成24年10月23日適用で以下の内容に変更となる予定です。

<変更後の内容>

換金手数料はありません。

<訂正後>

(2) 換金(解約)手数料

換金手数料はありません。

<訂正前>

(5) 課税上の取扱い

（中略）

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		再投資前の分配金に対して20% 3
換金時	換金手数料		1
	所得税および地方税 （解約請求制）		ご換金時にお支払いする 再投資前の分配金に対して 20% 2、3

償還時	所得税および地方税	元本超過額に対して 20% <u>2, 3</u>
		償還時にお支払いする 分配金に対して 20% <u>2, 3</u>

1 解約請求制によるご換金の場合は換金手数料はありません。

買取請求制によるご換金の場合は、1万口につき21円（税抜20円）の換金手数料（買取手数料）がかかります。

*約款変更適用後（平成24年10月23日以降）は、買取請求制を廃止する予定です。

2 ご換金時は、ご換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。
また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。

3 平成25年1月1日以後は、20.315%となる予定です。

（以下略）

<訂正後>

(5) 課税上の取扱い

（中略）

（ご参考）

お客様に直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税		再投資前の分配金に対して20% <u>2</u>
換金時	所得税および地方税 （解約請求制）		ご換金時にお支払いする 再投資前の分配金に対して 20% <u>1, 2</u>
償還時	所得税および地方税		元本超過額に対して 20% <u>1, 2</u>
			償還時にお支払いする 分配金に対して 20% <u>1, 2</u>

1 ご換金時は、ご換金にかかる受益権に帰属する再投資前の分配金に対して課税が行なわれます。

また、償還時は、償還金の元本超過額および償還にかかる受益権に帰属する分配金に対して課税が行なわれます。

2 平成25年1月1日以後は、20.315%となる予定です。

（以下略）

第2【管理及び運営】

2 換金(解約)手続等

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(a) 信託の一部解約(解約請求制)

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができません。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

（中略）

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後でかつ当該一部解約の実行の請求に係る当初の解約請求受付日以降の最初の基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

(b) 受益権の買取り(買取請求制)

約款変更適用後（平成24年10月23日以降）は、買取請求制を廃止する予定です。

販売会社は、受益者の請求があるときは、1口単位または1円単位をもってその受益権を買取ることができます。

買取りの受け付けについては、販売会社の定める期日までに、買取りのお申込みが行われかつ、その買取りのお申込みの受け付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

買取価額は、買取請求受付日の翌営業日の前日の基準価額から、買取手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額(手数料の5%)を控除した価額とします。

なお、上記の買取手数料は1万口につき21円（税抜20円）です。

換金時の税金につきましては「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

買取りのお申込み方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、信託約款の規定に従い、受益権の買取りを中止すること、および既に受け付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが中止された場合には、受益者は買取り中止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取申込みを受け付けたものとして上記買取価額の規定に準じて計算された価額とします。

上記(a)及び(b)の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

< 受付時間 > 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（以下略）

<訂正後>

受益者は、委託者に1口単位または1円単位で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

（中略）

また、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後でかつ当該一部解約の実行の請求に係る当初の解約請求受付日以降の最初の基準価額の計算日の翌営業日の前日の基準価額とします。

上記の詳細については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社
サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)
<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>
(以下略)

4 受益者の権利等

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

（中略）

()信託の一部解約が行なわれた場合および販売会社が受益権を買取った場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記()の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払われます。

()信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として解約請求受付日の翌営業日から、販売会社(委託者を除く)において受益者に支払います。また、販売会社が受益権を買取った場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金は、原則として販売会社が買取り請求を受け付けた日の翌営業日から、販売会社(委託者を除く)において受益者に支払います。

()受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

約款変更適用後(平成24年10月23日以降)は、買取請求制を廃止する予定です。

償還金に対する請求権

（以下略）

<訂正後>

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

（中略）

（ ）信託の一部解約が行なわれた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、上記（ ）の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払われます。

（ ）信託の一部解約にかかる受益権に帰属する収益分配金は、原則として解約請求受付日の翌営業日から、販売会社(委託者を除く)において受益者に支払います。

（ ）受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失ない、受託者より交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

償還金に対する請求権

（以下略）

第三部【委託会社等の情報】**第2【その他の関係法人の概況】**

2 関係業務の概要

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部_____は訂正部分を示します。

<訂正前>

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、受益権の買取りに関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

約款変更適用後（平成24年10月23日以降）は、買取請求制を廃止する予定です。

<訂正後>

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。